

袋井市立浅羽東小学校いじめ防止基本方針

ーはじめにー

この袋井市立浅羽東小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。））第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものや、けんかやふざけ合いに係わるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

② いじめの基本的な考え方

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」、「いじめの認知こそが対策のスタートラインである」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。

イ いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。

ウ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、いじめの積極的な発見に努める。

エ いじめの早期対応のために、市・学校・家庭・地域・専門家等と連携の下、社会総がかりで、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止のための取組

① 学級経営の充実

ア 人間関係づくりプログラムを実施したり、「心のアンケート」やQ U検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

② 人権教育、道徳教育の推進

ア すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心など互いの個性を認める心を育てる。

イ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

ウ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を

行い、偏見や差別が生じないようにする。

③ 自然体験・福祉体験等の体験活動やたて割り活動の実施

ア 体験活動やたて割り活動を通して、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

④ 子どもの自主的活動の場の設定

ア 学級活動や児童会活動などで子どもが自主的にいじめについて考えたり話し合ったりする。

⑤ 学校評価における達成目標及び達成状況の位置付け

ア 児童・保護者・教師を対象に行う学校アンケートでいじめ防止の達成状況をつかむ。

⑥ 保護者への啓発、関係機関との連携

ア 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、場合によっては家庭訪問や面談を行い、敏速かつ誠実な対応に努める。

イ 学校いじめ防止基本方針を策定し、入学時や各年度の開始時期に子どもや保護者に知らせる。（ホームページで公表）

3 いじめの早期発見のための取組

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者等からの訴えを親身になって受け止め、様々な取組により、子どものストレスの状況を確認し、日頃から子どもの心の状態を把握しいじめの発見に努める。

① 日々の観察

ア 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

イ 朝・帰りの会や授業中などの観察とともに、休み時間や昼休みなども児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。

② いじめ調査「心のアンケート」の実施

ア 年2回(6月・11月)に、「心のアンケート」を実施する。「心のアンケート」をもとに、一人ひとりの児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、アンケートの結果等を保護者に報告し、いじめの状況を知らせる。

イ アンケートの記述で注意が必要と思われる児童は、追跡調査児童として、継続して観察、支援を行う。

③ いじめ相談体制の充実

ア 児童については、「心のアンケート」をもとに必要なに応じて、随時相談できる体制をとる。保護者に対しては、教育相談週間を設定し気軽に相談できる環境をつくる。

④ 人間関係づくりプログラムやQ-U検査の実施（3年生～6年生）

ア Q-U検査の結果を考察し、それをもとにグループ編成など、クラスづくりに生かして、よりよい人間関係を築く。

4 いじめの早期対応のための取組

① 正確な実態把握と組織での対応

ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

イ いじめの事実が確認された場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

ウ 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等の関係者の聴き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

② 子どもへの指導・支援

ア いじめ事案が発覚した場合は、いじめられた児童に継続的に声を掛け、児童が「いじめられていない」「いじめは解消した」と判断できるよう支援する。（解消とは、いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。）

イ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラーなど、専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

ウ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な処置を取る。

エ いじめ問題への対応として、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

オ いじめが解消したと判断した後も、児童の様子を観察し声をかけるなどの支援を続ける。

カ 学校として特に配慮が必要な子ども（発達障害を含む障害のある子ども、外国の子ども、被災した子ども等）については、日常的にそれらの子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

③ 保護者との連携

ア いじめが確認された場合は、被害・加害児童双方の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭との連携を図って問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に保護者に提供する。

5 いじめ防止等のための校内組織

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質向上を図る。

① 浅羽東小・いじめ防止対策委員会

ア 目的

学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時(重大事態等)への対応を行うため中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、その他関係職員

＜外部＞スクールカウンセラー、PTA 役員、スクールサポーター、

子ども支援室 等

ウ 活動内容

いじめ防止等の対策について協議や緊急時(重大事態等)への組織的な対応を行う。

エ 開催時期

定期として、年3回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。(PTA役員会に、いじめ等児童の心配される表れについて報告する。)

② 浅羽東小・いじめ対策部会

ア 目的

いじめの未然防止や早期発見のための取り組みを協議する。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭

＜外部＞スクールカウンセラー等(必要に応じて)

ウ 活動内容

日頃の校内でのいじめ等に関する情報交換や未然防止のための手立てについて話し合う。

エ 開催時期

毎週木曜日に開催する。

6 重大事態への対応

① 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

② 重大事態への対処

ア いじめの重大事態に対しては、十分に注意し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処する。

イ 重大事態が発生した旨を、袋井市教育委員会に速やかに報告する。

ウ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

オ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

カ 調査結果を学校の設置者に報告する。